消費者問題ニュース

CONTENTS / 2015.1　No.163

委員長あいさつ …… 1
委員会発足30周年を迎えた今年の課題
リポート …… 2
シンポジウム「ビッグデータ時代の消費者の個人情報保護」／電気通信サービス適正化のために～「ICT サービス安心･安全研究会報告書～消費者保護ルールの見直し･充実～～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～」(案)に対する意見書／不当景品類及び不当表示防止法改正で課徴金制度導入
事件情報 …… 6
野村證券が販売した株価指数２倍連動債で、錯誤無効及び説明義務違反を認め、過失なしで原告が勝訴した事例／米国会社を被告とする投資被害事件について、日本の裁判管轄権を認めなかった原判決を取り消し、原審に差し戻した判決
文献・催事紹介 …… 8

委員長あいさつ

委員会発足30周年を迎えた今年の課題

日弁連消費者問題対策委員会委員長　野々山宏（京都）

当委員会は，クレジット・サラ金被害や豊田商事事件などの深刻な消費者被害の発生を踏まえて，1985年９月に当時の司法制度調査会消費者部会から独立して誕生し，今年30年目を迎えます。発足当時は，委員39名，幹事19名でしたが，現在では委員130名，幹事59名で構成され，活動分野の拡大によって，16の部会・プロジェクトチームを擁し，当連合会の中でも最も活動的な委員会の１つとなっています。被害救済に向けた取組や消費者行政，消費者法制に対する影響力も格段に大きくなっています。

30周年の記念事業として，20周年時に発行した「キーワード式消費者法事典」を改訂して新たに30周年版を発行します。当委員会の委員・幹事が総力を挙げて執筆し，消費者問題のキーワードを素材にこれに関連する重要な事項について，最新の問題状況と法律的観点を中心に簡潔に解説をしています。この春には刊行しますので，ぜひお手元に置いていただくとともに，多くの皆さんに活用を勧めてください。

当委員会は，発足４年目の1989年の島根県松江市での人権擁護大会決議で，国において「１　消費者が事業者と対等の地位を回復するため，⑴安全かつ公正な取引の確保に関する規定，⑵被害の予防および迅速な救済を図るための規定，並びに，⑶これらの施策の策定および実現に消費者が参加する権利を保障する諸規定を中核とする消費者法を制定すること。２　従来の縦割り行政，後追い行政の弊害を除去し，消費者の立場に立った総合的統一的な消費者行政を擁護するため，消費者庁を設置すること。3　簡易迅速な被害救済･立証負担の公平をはかるなどの消費者に開かれた裁判制度を導入すること。」の３つを実現させることを宣言し，その実現に向けてこれまで活動を続けてきました。特定商取引法･割賦販売法・貸金業法・出資法の大幅改正，製造物責任法・消費者契約法など新しい法律や制度の実現，消費者庁の創設など，この宣言の内容は少しずつですが実現しています。しかし，十分ではなく課題も多くあり，まだ道半ばです。特に３の司法の分野は，消費者団体差止訴訟制度，消費者裁判手続特例法は創設されましたが，通常の民事訴訟ではほとんど前進がありません。この分野での前進は今年の重要な課題の１つです。

今年は，消費者契約法，特定商取引法，割賦販売法などの消費者被害の予防・救済にとって重要な法律の改正作業が本格化しますが，その対応が今年の２つ目の重要な課題です。制度や法律の創設，改正の議論のスピードはどんどん速くなっています。時機に遅れないように，日頃から問題意識を持ち続けることが重要です。また，新たな消費者被害の予防や救済のための制度に対しては，経済活動を阻害するとの反対意見が最近特に強く主張されています。商品先物取引の不招請勧誘禁止の撤廃など，既存の制度に対してもその動きは強まっています。しかし，これらの制度は事業者と格差のある消費者を救済するとともに，問題のある経済活動を駆逐して健全な事業者に資する公正な市場を形成させるものです。しっかりと説得力を持った議論をして対処していく必要があります。

３つ目は，新たな課題への対処です。カジノ解禁推進法案の再提出の阻止，ビックデータの利活用問題，昨今の大規模災害で浮かび上がった問題がある地盤の情報提供問題，内閣府消費者委員会の移管問題，食品表示や消費者教育の在り方など，新たな課題が今年も生じてくるでしょう。

皆さん，当委員会の30年の積み重ねを踏まえて，消費者の権利の擁護のために緊張感とスピード感を持って今年も活動をしていきましょう。

リポート

シンポジウム「ビッグデータ時代の消費者の個人情報保護」

1　はじめに

情報通信技術の進展により，多種多様でリアルタイムなデータが大量に生成，収集，蓄積されることが可能・容易になっています。巨大で複雑なデータの集積であるビッグデータは，利用者個々のニーズに即したサービスの提供，新産業の創設，業務運営の効率化等を可能にするとして，その利活用に向けた検討が進んでいます。他方，情報の集積によるプライバシーへの影響や消費者に与える危険も危惧されているところです。

そこで，ビッグデータ時代における個人に関する情報保護について，国際的な動向も踏まえた現状を確認するとともに，今後の在り方を検討すべく，2014年10月30日，弁護士会館において，標記シンポジウムが開催されました。

2　基調報告１

まず，新保史生慶應義塾大学総合政策学部教授より，「個人情報保護制度の国際的な新たな段階への移行」と題して，以下の報告がなされました。

⑴　現在，国際的な変革の時期にある。環境の変化として，技術的進歩，国際的なデータ流通，組織活動の変化，個人活動の変化が指摘される。情報処理についても，データ量，分析範囲，データの価値，処理頻度，アクターの変化，プライバシーへの脅威，マルチポイントの利用の点において，変化に即した見直しが検討されている。

⑵　OECD（経済協力開発機構）は，1980年にプライバシーガイドラインを制定し，８原則を定めた。同ガイドラインは2013年７月に改正された。改正後の加盟国に対する要求事項は，プライバシーの保護と情報の自由な流通に関し政府内の最高レベルでリーダーシップを示し実行すること，ガイドラインを全ての関係者が関与するプロセスを通して履行すること（マルチステークホルダーの考え方），公的部門及び民間分野の双方にガイドラインを広く浸透させることである。また，新たに，プライバシー保護の法制定，プライバシー執行機関の設置などが追加された。日本は加盟国として，プライバシー執行機関の設置，OECD 加盟国間で国境を越えて個人情報保護への取組を行うネットワークへの参加が課題とされている。

⑶　APEC（アジア太平洋経済協力）は，2004年にプライバシーフレームワークを採択した。その中で，越境プライバシールール（CBPR），越境執行協力協定（CPEA）が定められている。日本はエコノミーの一員として，個人情報の漏洩などが国境を越えて発生した場合などに対応可能な越境執行協力への対応が課題とされている。

⑷　EU（欧州連合）では，1988年に個人データ保護指令を制定し，2013年に欧州議会で個人データ保護規則案を採択した。EU から第三国への個人データの移転の条件として，十分なレベルの保護基準に適合していることが必要となる。現状，日本は適合しておらず，後述の手段による場合を除き，EU から個人データが入ってこない。この適合性をクリアすることが今後の課題である。移転の他の手段としては，標準契約条項（SCC）に基づくデータ移転，拘束力を有する企業の内部規定（BCR）に基づく移転，セーフハーバーへの参加（現在米国のみ）がある。

⑸　欧州評議会では，欧州評議会条約第108号（個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約）が1981年に採択された。日本は同評議会にオブザーバー参加しており，遵守義務はないが参考にすることが求められる。

3　基調報告２

続いて，元消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室政策企画専門官の板倉陽一郎弁護士より，「『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』の解説」と題して，以下の報告がなされました。

⑴　個人情報保護法は2003年に成立してから一度も改正されていない。総務省，経済産業省の検討，2013年６月の「世界最先端 IT 国家創造宣言」の閣議決定等を経て，内閣官房 IT 総合戦略本部が同年12月に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定した。その後，同方針に基づき詳細な制度設計を含めた検討を加速し，2014年６月に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（以下，「大綱」という。）を発表し，パブリックコメントの募集を経て，現在は法案作成の段階であり，2015年に法案が提出される予定である。

⑵　大綱は，パーソナルデータの利活用に関する制度改革について基本的な考え方を示すとともに，制度設計として，「目的・基本理念」「パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等」「基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用」「第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」「グローバル化への対応」「その他の制度改革」「継続的な検討課題」を掲げている。

⑶　現行の個人情報保護法では，個人データの第三者提供や目的外利用をする場合，本人の同意が原則として必要である。これに対し，大綱では，本人同意に基づく場合に加え，新たに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて，特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し，特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めることによって本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど，情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じるとしている。

データの加工方法については，データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず，事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができるとしている。さらに，民間団体が自主規制ルールを策定し，第三者機関が当該ルール又は民間団体の認定等を行う，適切な加工方法についてベストプラクティスの共有等を図るとしている。

⑷　現状では個人情報として保護の対象に含まれるか否かが事業者にとって不明確なため「利活用の壁」となっていると指摘されている。この点，大綱は，指紋データ，顔認識データ等個人の身体的特徴に関するもの等のうち保護の対象となるものを明確化するとしている。また，保護対象の見直しについて，技術の進展や新たなパーソナルデータの利活用のニーズに即して，機動的に行うことができるように措置するとしている。

他方，個人情報に機微情報が含まれる場合には原則として取扱いを禁止するなど慎重な取扱いとすることについて検討するとしている。

⑸　その他，本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における個人情報取扱事業者のとるべき手続等についての必要な措置，個人データの利用目的の変更時の手続の見直し，個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定や共同利用について現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底，本人同意の取得方法等についてマルチステークホルダープロセスの考え方を生かした自主規制ルール，民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み，第三者機関の体制整備，グローバル化への対応，その他制度改正事項が，継続的な検討課題である。

4　パネルディスカッション

続いて，上記の基調報告者２名に加え，当委員会奥野弘幸副委員長（大阪）及び当連合会情報問題対策委員会坂本団委員長（大阪）をパネリストとするパネルディスカッションが行われました。

⑴　新保氏からは，日本でも国際基準に対応したプライバシー保護法制の構築と執行体制の整備が必要であること，ＥＵ域外への個人データの移転が可能になるためには，EU 個人データ保護指令が定める十分性の基準に適合していることが必要であるが，非常に厳格なルールであること，そのため現状では SCC と BCR の二つの手段に拠っていること，セーフハーバーの獲得には米国のような交渉力が必要となること，などの発言がなされました。

⑵　板倉氏からは，元消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室政策企画専門官としての経験を踏まえ，消費者庁による「個人情報保護における国際的枠組みの改正動向調査」（2014年３月28日）についての説明や，EU やアメリカの制度をどのように我が国の法体系に取り入れるべきか，前記大綱における個人情報の枠組みに関する考え方などについて説明がありました。

⑶　奥野氏からは，当連合会の2014年11月20日付け「パーソナルデータの基本的枠組みについての意見書」の概要の説明がなされました。同意見書は，大綱が，「パーソナルデータ」について具体的に定義・分類することなく，「基本的な枠組み」として本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みを導入するとしていることに対し，プライバシー等個人の権利利益の侵害可能性への十分な配慮が必要であることから，①機微情報（センシティブデータ），②一般個人情報，③準個人情報，④個人識別性低減データ，⑤その他データの類型に分け，それぞれの利活用・規制の在り方の基本的枠組みを提案しています。

また，昨今話題の顧客情報漏洩問題に関連して，過去の裁判例（ヤフー BB，TBC）の内容が紹介されました。

⑷　坂本氏からは，個人情報保護法による，いわゆる「過剰反応」問題があること，今回の改正においてもその問題を生み出さないための配慮が必要であること，情報の性質，開示範囲，利用目的などを勘案して，本人同意がなくてもパーソナルデータの流通を認めるべき場面が存在することを前提に，プライバシー保護との調整を図るべきこと，分野別個別法の制定の必要性などが語られました。また，今後あるべき「プライバシー・コミッショナー制度」（第三者機関の体制整備）について，過去の当連合会意見書の紹介を交えながら説明がありました。

5　おわりに

ビッグデータの利活用ニーズに異論はありませんが，高度情報化社会におけるプライバシー保護の重要性や，消費者被害の背景に名簿屋の問題が存在することに鑑みると，個人情報保護を疎かにすることはできません。今後提出される法案を踏まえ，更なる検討の行方を注視したいと思います。

電子商取引・通信ネットワーク部会
中嶋慎治（長野県）

リポート

電気通信サービス適正化のために～「ＩＣＴサービス安心･安全研究会報告書～消費者保護ルールの見直し･充実～～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～」(案)に対する意見書

1　はじめに

当連合会は，2014年11月6日，標記意見書（以下，「本意見書」といいます。）を公表しました。

「ICT サービス安心・安全研究会」（以下,「総務省研究会」といいます。）は，2014年2月に発足した総務省の研究会で，「世界最高水準の ICT 社会の実現のため，安心・安全な利用環境の観点から，消費者保護ルールの充実等直面する課題への対応を中心に，中長期的な制度的対応も要すると見込まれる課題への対応について検討」するために設置されました。「ICT」サービスとは，「Information and Communication Technology」サービスの略で，インターネットを始めとする情報通信技術を用いたサービスを指します。

本意見書は，総務省研究会が同年10月に公表した「ICT サービス安心・安全研究会報告書～消費者保護ルールの見直し・充実～～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～」（案）（以下，「総務省報告書案」といいます。）について，その問題点等を指摘しています。

2　問題の所在

インターネットを利用する場合，電気通信サービス業者との間で光ファイバー等の回線利用契約等を締結する必要があります。近時，スマートフォンによるインターネットの利用が増加していますが，その場合も携帯電話会社との間でパケット通信サービス等の契約を締結することになります。

こうした電気通信サービス契約を巡る消費者トラブルが，ここ数年増加しています。例えば，光ファイバー回線について，勧誘目的であることを告げずに電話勧誘をしたり，断っても繰り返し再勧誘をしたり，インターネットを利用しない高齢者を相手に適合性の原則を無視した契約をさせるケース等が報告されています。

このような消費者トラブルが増加している原因として，電気通信サービス契約に対する消費者保護法制が十分に整備されていないことが考えられます。すなわち，現行法上，電気通信サービスについては電気通信事業法が規定していますが，同法が規定するサービスは特定商取引法の適用除外となっています（同法施行令別表第２・32号）。光ファイバー等の回線利用契約は多くが電話勧誘販売や訪問販売によって締結されていますが，特定商取引法の適用除外となっているためにクーリングオフ等の消費者保護規定が利用できず，そのような現状が強引な勧誘を誘発する一因と考えられるのです。

3　これまでの経緯

この点，総務省もすでに2013年９月に公表した「スマートフォン安心安全強化戦略」において，電気通信サービス契約を巡る消費者トラブルが増加している現状を受け，「従来の延長線上にある自主的な取組だけでは足りず，電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し，所用の規定を設ける等の制度的な対応の検討に着手すべきである。」（同提言第Ⅱ部）とし，同参考資料１では「①契約解除に係る問題：業界を挙げた自主的取組を実施」の項目中に「総務省は，上記対応（引用者注：業界の自主的取組）にもかかわらず，一定期間内に状況が改善されない場合には，クーリングオフ等の民事的な効力を有する規定を設けるなどの制度的な対応を検討」すると指摘していたところでした。

これを受けて，2014年１月16日付け当連合会「電気通信事業における利用者保護の適正化を求める意見書」では，電気通信サービス契約にもクーリングオフ等特定商取引法と同等の消費者保護規定を適用すべく電気通信事業法を改正すること，及び，スマートフォン等では電気通信サービス契約と同時に端末購入契約も締結されるところ，電気通信サービス契約に対するクーリングオフの効果を一定の場合に端末購入契約にも及ぼすこと，を求めていました。

その後，総務省研究会内のワーキンググループが同年６月に公表した「消費者保護ルールの見直し・充実に関する WG 中間取りまとめ（案）」（以下，「総務省中間取りまとめ案」といいます。）は，本意見書に関係する部分について，次の２点を提案していました。

① 電気通信サービス契約の勧誘時における「不実告知・不利益事実の不告知」を禁止し，当該禁止に違反して締結された契約について一定の場合に消費者に取消権を付与すること

② 電気通信サービス契約にクーリングオフ制度を導入し，クーリングオフの効果について，電気通信サービス契約のみならず，一定の場合に端末購入契約にも及ぼすこと

ところが，その後に公表された総務省報告書案は，

① 「不実告知・不利益事実の不告知」禁止については明言したものの，違反の場合の取消権付与については結論を先送りした点

② 初期契約解除ルール制度（クーリングオフと同様の制度）の導入については明言したものの，端末購入契約にも効果を及ぼす制度については「現時点では行わない」と明言した点

において，前記１月16日付け意見書や総務省中間取りまとめ案よりも後退した内容となっていました。

4　本意見書が指摘した問題点

本意見書は，前述した総務省報告書案の問題点を指摘し，①「不実告知・不利益事実の不告知」違反の場合の取消権付与を明言すべきこと，②初期契約解除の効果を一定の場合に端末購入契約にも及ぼすこと，を求めています。

現在，総務省では，電気通信事業法の改正に向けた検討を行っていますが，電気通信サービスの適正化のため，改正の行方が注目されるところです。

電子商取引・通信ネットワーク部会
副委員長　奥野弘幸（大阪）

リポート

不当景品類及び不当表示防止法改正で課徴金制度導入

1　平成26年改正の概要（全体像）

⑴　不当景品類及び不当表示防止法（以下，「景表法」といいます。）については，平成26年中に２回の改正が行われました。いずれも，最近の食品メニュー偽装等を始めとする各種商品・役務等の不当表示を抑止するための執行力強化という方向性を目指すものです。

⑵　同年６月成立の改正法は，①事業者のコンプライアンス体制の確立（７条・８条・８条の２），②情報提供・連携の確保（10条・15条），③監視指導態勢の強化（12条）等，事業者と行政側の両面にわたる不当表示抑止のための体制強化の施策が設けられました。

⑶　同年11月成立の改正法は，不当表示の発生を可能な限り事前抑止すべく，行政上のペナルティとしての課徴金制度を新規に導入するというものです。

この制度設計に関しては，①対象行為の範囲，②主観的要件，③課徴金率，④対象期間，⑤規模基準（裾切り），⑥課徴金減免制度，⑦除斥期間，⑧賦課手続，⑨被害回復制度と寄附制度等の論点があります。改正法ではどのような結論に至ったのかを以下に概説します。

2　対象行為の範囲

⑴　課徴金賦課の対象行為の範囲ですが，景表法４条により規制される不当表示類型には，①優良誤認表示（商品等の品質・性能等の優良性を偽る表示），②有利誤認表示（価格を始めとする商品等の取引条件の有利性を偽る表示），③指定告示事項（消費者庁が被害実態等を勘案して予防的規制として告示指定を行うもの）の３種類があります。さらに，特殊な類型として，④不実証広告（優良誤認表示について一定期間内に優良性に関する客観的な合理性根拠資料の提出を求めたにもかかわらず事業者から提出が行われなかった場合）があります。

⑵　これらのうち，①優良誤認表示，②有利誤認表示については不当な表示・広告の核心部分ですから課徴金対象とすることは当然であり，他方，③指定告示事項については，本来の不当表示の範囲を超える予防的規制ということで，これを対象から外すことに関して大きな議論はありませんでした。

⑶　以上に対し，④不実証広告規制については議論があり，一方で，過去の措置命令においてかかる事例はほとんど例外なく不当表示であり，そもそも優良性を謳って広告を行う事業者においてその合理的根拠資料を保有しないということ自体が社会的非難に値するので賦課対象とすべきであるとの議論があります。しかし他方，それは根拠資料が出てこないことによる「推定」に過ぎず優良誤認表示そのものではないこと，下流事業者が上流事業者に欺されるというケースが想定される等から過剰規制であるという意見があります。また，理論的には「資料が提出されなかった」ことを理由として納付命令が出てしまうと後から合理的根拠資料が提出されても結論が覆らない，との疑問があります。しかし，現実問題としてこれを賦課対象から外した場合，課徴金制度の実効性低下が懸念されます。以上のような様々な考慮から，不実証広告についてもこれを「優良誤認表示の推定」として賦課対象とするが，その後の取消訴訟等の段階において合理的資料が提出された場合には，判断が覆る余地を残すという結論となりました。

3　課徴金率と算定期間について

⑴　不当表示を事前抑止するという課徴金規制の実効性を確保するためには，課徴金率をどの程度に設定することが必要かということで，その算定の分母は，対象商品等の売上となります。

⑵　悪質な不当表示が多い中，実効性を上げるためには重い課徴金率が効果的ですが，利益率が低い事業分野も多いことや小規模事業者への配慮を求める等の反論もあり，結論としては対象商品等の３％，そしてその算定期間は３年間を計上するということになりました。

⑶　なお，消費者庁の行政効率と小規模事業者への配慮の観点から，課徴金額が150万円以下と見込まれる場合は，課徴金賦課の対象から除外されることとなりました。

4　主観的要件について

⑴　この点も議論があり，不当表示であるからには措置命令と同じく無過失であっても課徴金対象とすべきであるとの意見がある一方，過剰規制とならないように知識・能力の不足から生じたような通常過失は除外し，故意・重過失とすべきだとの意見がありました。

⑵　しかし，行政機関に過ぎない消費者庁が多くの不当表示事案について「重過失」という微妙な認定まで強いられるのでは，不当表示規制の実効性を阻害するとの判断から，結論としては「故意・通常過失」までが対象とされました。

5　被害回復制度について

⑴　最後に，事業者の自主返金による被害回復という画期的な制度が新設されました。

⑵　本来，課徴金とは国庫に納付される性格のものですが，不当表示によって被害を受けた消費者の被害回復のためにこの課徴金財源を振り向けることが検討され，これは不当表示を摘発された事業者にとってもイメージ回復に役立つ制度として賛成意見が多くありました。

⑶　そこで，対象事業者が課徴金納付命令を下されるまでの期間内に売上額の３％の課徴金相当額以上について，被害者に自主返金を行った場合には課徴金納付を免除する（それに満たない場合は減額），という制度を導入することとなりました。

⑷　この自主返金制度導入と同時に，課徴金相当額を国民生活センターに寄附することにより課徴金免除を受けられるとの制度も検討されましたが，これが特定適格消費者団体の訴訟支援等に回されることを警戒した事業者団体等の反対論が強く，この点は今次の改正においては実現するに至りませんでした。

違法収益吐き出し部会
宮城　朗（東京）

事件情報

大阪　野村證券が販売した株価指数2倍連動債で，錯誤無効及び説明義務違反を認め，過失なしで原告が勝訴した事例（平成26年10月31日判決（双方控訴））

1　事案は，建築用金具等の製造販売会社とその代表取締役（原告社長，平成19年当時66歳）が，野村證券梅田支店の担当者から，平成19年２月に為替連動の30年債（本件仕組債①），同年５・６月に東証電気・ガス業株価指数２倍連動債（同②③）を購入させられ，②は１か月で途中売却して利益を得たが，①は保有したまま時価評価が大幅に下落し，③はノックインして元本が０となり，大きな損失を被ったものです。

本判決は，本件仕組債①について請求を棄却したものの，本件仕組債③について，説明義務違反（過失相殺なし）と錯誤無効を認め，購入額と受領したクーポンの差額及び弁護士費用相当額を認容しました。

2　判決は，本件仕組債②③については，一般論として，「ノックイン条件を満たした場合に投資家の負う元本毀損リスクは大きなものであり，この点が本件仕組債②及び本件仕組債③の最も重要な商品特性及びリスクである」とした上で，「投資家に対し少なくともノックイン条件及びノックイン条件が満たされた場合のリスクの内容，程度について十分に理解させるに足りる程度の説明をすべき義務を負う」と判示しました。

そして，購入後損失が発生した後の原告社長とのやりとりについての電話録音記録で，担当者が，勧誘時に元本保証と述べていたことを肯定するような発言を繰り返し行っていたこと，ノックイン発生後，その事実を原告社長に伝えなかったのに，社内の接触履歴には原告社長を訪問してノックインした事実等を伝えたと虚偽の記載を行っていたこと，これに対して原告社長は一貫して勧誘時に元本保証と告げられていたと述べていたこと，担当者が勧誘時に「ユーロ債のご案内」以外の資料等を持参した事実を裏付ける的確な証拠はないこと，原告社長は本件仕組債②及び③と同種の金融商品を購入した経験がなかったことを併せ考えると，担当者は，原告社長に対し，「ノックイン条件及びノックイン条件が満たされた場合のリスクの内容，程度について十分に理解させるに足りる程度の説明を行わず，原告社長は，上記各仕組債のノックイン条件及びノックイン条件が満たされた場合のリスクの内容，程度について十分理解しないまま，上記各仕組債が，利率は変動するものの，その満期に元本全額が償還される，いわゆる元本保証の商品であると誤信して，これを原告会社及び原告社長において購入したものと認められ」ると認定しました。

そして，「以上によれば，被告は，本件仕組債③の購入を勧誘するに当たり，原告社長の経歴及び取引経験，理解力等に照らしても，本件仕組債③の最も重要な商品特性かつリスクであるノックイン条件及びノックイン条件が満たされた場合のリスクの内容，程度について，原告社長の理解を得るに必要かつ十分な説明を尽くさなかったものと認められ」ると判示して，説明義務違反を肯定しました。

3　さらに判決は，原告社長は，本件仕組債③について，「利率は変動するものの，その満期に元本全額が償還される，いわゆる元本保証の商品であると誤信して，これを原告会社又は原告社長において購入した」ものと認められるところ，「本件仕組債③のノックイン条件及びノックイン条件が満たされた場合のリスクは，その最も重要な商品特性かつリスクであるから，本件仕組債③の購入に係る契約において，原告社長には，本件仕組債③の最も重要な商品特性及びリスクに関する錯誤があり，この錯誤は当該契約の要素の錯誤に該当する」と判示して，錯誤無効を認めました。

4　そして，説明義務違反につき過失相殺を認めなかったため，不法行為による損害賠償請求の方が錯誤無効による不当利得返還請求より弁護士費用相当額を加算した分認容額が大きくなるので，結論としては，不法行為に基づく損害賠償請求を認容しました。

5　本件は，文書提出命令申立に対して，被告から電話録音記録が任意で提出され，これが取引後のものであったものの，立証上大きな効果を発揮しました。前記認定のとおり，担当者と原告社長とのやりとりで，仕組債について元本保証であることを確認する内容の会話がなされ，新規の取引勧誘については，担当者が一方的に話し，原告社長は，見事に「はあ，はあ」と相槌を打つことに終始していました。また，接触履歴も提出されましたが，その中の重要な部分に，電話録音記録と矛盾する虚偽の記載が発見されました。

これらの証拠により，原告社長が元本保証だと説明されていたと当初から一貫してぶれずに訴え続けていた内容が裏付けられ，担当者尋問でも相応の成果があったことから，上記のような認定につながったものと考えています。そして，説明義務違反のベースに，元本保証の商品であることの誤信が認められたため，過失相殺が問題にならなかったものと考えられます。

松田繁三（大阪）

東京　米国会社を被告とする投資被害事件について,日本の裁判管轄権を認めなかった原判決を取り消し,原審に差し戻した判決（東京高裁平成26年11月17日判決（被控訴人上告及び上告受理申立））

1　本件は，平成10年７月に設立された米国ネヴァダ州法人であるエムアールアイインターナショナルインコーポレイテッド（以下，「MRI 社」といいます。）が，日本の消費者から集めた資金を原資として，米国内で診療報酬債権の購入及び回収事業を行い，当該事業から生じる利益の一部を配当し，満期に出資金を返還するという金融商品を販売し，平成20年６月に第二種金融商品取引業の登録を受けていたが，平成25年４月26日，関東財務局より，登録取消及び業務改善命令の行政処分を受け，日本の事業所を事実上閉鎖したという事案です。被害者は約8700人，出資総額は約1365億円にのぼるとされています。

2　弁護団は，平成25年６月，出資者のうちの９名を原告として，MRI 社に対し，約定の満期が到来したとして出資金の返還を求める訴訟を提起したところ，MRI 社は，本件訴訟は本件契約にかかる金融商品取引契約書に記載された米国ネヴァダ州裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の管轄合意に反し，また，本件提訴後に弁護団が米国でクラスアクションを提起していたことから，国際的二重起訴に当たるとして，訴えの却下を求めました。

第１審（東京地裁平成26年１月14日判決）は，本件管轄合意を有効と判断して原告らの訴えを却下したので，原告らが控訴しました（控訴審で選択的に不法行為に基づく損害賠償請求を追加）。

3　本判決は，以下のとおり判示して，原判決を取り消し，原審に差し戻しました。

(1)　本件訴えの管轄について

本件金融商品の取引において，控訴人らは「消費者」であり，被控訴人は「事業者」であること，本件訴え提起時において控訴人らの住所は日本国内にあったことが認められるから，控訴人らと被控訴人との間で締結された本件契約に関する控訴人らからの訴えについては，他に障害事由が存しない限り，日本の裁判所に管轄がある（民事訴訟法３条の４第１項）。

(2)　本件管轄合意の有無，有効性について

ア　控訴人Ｘ１について

控訴人Ｘ１は，本件管轄合意の定めがない平成19年当時の契約書に基づいて本件金融商品を購入したと推認されるから，控訴人Ｘ１と被控訴人が本件管轄合意をしたとは認められない。また，その契約の準拠法についてはアメリカ合衆国法及びネヴァダ州法とする旨が定められているものの，被控訴人は，日本に支店を置き，専ら日本国内で日本国内に居住する者のみを対象に本件金融商品の勧誘及び販売を行っていることから，被控訴人の応訴の負担等を考慮しても，本件について，日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し，又は適切かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情（同法３条の９）があると認めることはできない。

イ　Ｘ１以外の控訴人ら（「以下，「控訴人ら８名」といいます。）について

控訴人ら８名については，契約書に米国ネヴァダ州を専属的合意管轄裁判所とする旨の記載があることから，管轄合意が認められる。

もっとも，本件管轄合意がはなはだしく不合理で公序法に違反する場合には，その効力が否定されると解すべきである（最高裁昭和50年11月28日第三小法廷判決・民集29巻10号1554頁）。本件では，①控訴人ら８名の本件契約中，最も契約締結日が早い平成20年の時点で，本件金融商品の運用が行き詰まっていたにもかかわらず，被控訴人は，本件金融商品の勧誘を続ける一方，本件管轄合意の定めを置いたこと，②被控訴人は，関東財務局からの命令にもかかわらず，本件金融商品の購入者に対し，出資した財産の運用・管理の状況その他必要な事項の説明を怠っていること，③被控訴人は，本件訴訟及び米国訴訟でそれぞれ管轄の存在を争っていること，④控訴人ら８名の請求を判断するのに必要な証拠が米国に偏在しているとはいえないこと，⑤日本の裁判所で審理することが，被控訴人に不合理で過大な負担を強いるものでないのに対し，米国の裁判所で審理することは，控訴人ら８名にとって大きな負担となることの各事情が認められ，これらに加えて，控訴人Ｘ１については本件管轄合意が認められないことなどを併せ考えると，本件管轄合意に基づいて控訴人ら８名に日本の裁判所での審理の途を絶つことは，はなはだしく不合理であり，公序法に違反するから許されないというべきである。

したがって，本件管轄合意の効力は否定されるから，本件管轄合意を理由に日本の裁判所が本件訴えの管轄を有しないとする被控訴人の主張には理由がない。

(3)　国際的二重起訴について

米国訴訟の原告に控訴人らは含まれておらず，その提起も本件訴えの提起後であるから，米国訴訟がクラスアクション訴訟であるとしても，本件訴えが二重起訴として却下されるものではない。

4　本判決は，大規模な国際的消費者被害事件において，被害の実態や管轄合意後の事情も考慮して，管轄合意をはなはだしく不合理で公序法に違反するため無効であると判断し，また米国でのクラスアクション訴訟との関係で国際的二重起訴にも該当しないと判示したもので，大きな先例的価値を有すると考えます。

石丸　信（第二東京）

消費者問題 文献・催事紹介

催 事　シンポジウム「消費者法の課題と展望Ⅸ　ストップ！悪質商法・迷惑勧誘～Do-Not-Call/Knock 制度の可能性～」

日　時：2015年２月７日㈯　13時～17時　　場　所：弁護士会館２階「クレオ」BC
問合先：日弁連人権部人権第二課　TEL 03-3580-9956

2015年２月７日（土）13時から，弁護士会館２階「クレオ」BC において，標記シンポを開催します。サブタイトルに“Do-Not-Call/Knock 制度の可能性”とあるとおり，電話勧誘と訪問勧誘の「不招請勧誘」規制に関するものであり，世界の Do-Not-Call と，Do-Not-Knock（訪問販売お断りステッカー）制度を見渡して，日本においてこれらの法制度導入の可能性や在り方などを考えてみようとするものです。

Do-Not-Call 制度は，予め電話勧誘拒否の登録をして，望まない電話勧誘を未然に防ぐための仕組みであり，2003年に全米で導入されてからは世界的な広がりをみせ，2014年には韓国やシンガポールでも運用が始まりました。本シンポジウムでは，諸外国の Do-Not-Call 制度を紹介するほか，特に韓国の制度についてその仕組みや特色を報告します。

訪問勧誘では，アメリカの地方自治体やオーストラリアなどで，訪問販売お断り（Do-Not-Knock）ステッカーに法的効果が認められており，日本において一部自治体が導入している行政的な規制よりも一歩進んだ制度となっています。

なお，現状の Do-not-Call/Knock 制度は，オプトアウト規制に位置づけられますが，不招請勧誘規制ではオプトインを是とする議論もあり，この点についても併せて考えたいと思います。皆さまのご来場をお待ちしております。

催 事　第73回先物取引被害全国研究会・大阪大会

日　時：2015年４月３日㈮，４日㈯　　場　所：大阪国際会議場（グランキューブ大阪）（大阪市北区中之島５－３－51）
問合先：弁護士向来俊彦（太平洋法律事務所）　TEL 06-6222-9184

初日の午前中には，ブラッシュアップセミナーと題し，平澤慎一会員（東京）に先物取引被害事件の取組みに関して実践的な講義をしていただきます。また，初日午後には，慶應義塾大学の鹿野菜穂子教授に，民法改正・消費者契約法改正について，投資被害に係る損害賠償請求事件への影響にも言及していただきながらご講演いただきます。また，初日午後及び２日目には，証券取引等監視委員会の差止命令申立てについて，Do-Not-Call に関する海外調査の結果の報告，高齢者の意思能力が問題となる事件についての報告，弁護団事件の報告，その他各種研究発表，判決・和解報告等を予定しています。

交通至便の大阪の中心地で開催しますので，どうぞ奮ってご参加ください。

なお，金融商品取引業者・商品先物取引業者等の代理をされている方などについては，参加をお断りする場合がありますので，ご了承ください。

消費者問題に関するメーリングリスト（cam）のご案内

cam は，消費者問題に関する情報交換を行っているメーリングリストです。事件処理に関する素朴な疑問，判例・学説や実務運用，立法政策論まで幅広い議論がなされています。参加に会費等の負担はありません。

①まず，shohisha@nichibenren.or.jp 宛てにメールで申し込んでください。
②その際，件名を「cam 登録希望」とし，メール本文に氏名・会員登録番号・所属弁護士会・登録するアドレスの記入をお願いします。
③申し込みから登録手続が終わるまでには数日かかることがあります。
④加入後の投稿先アドレスは cam@nichibenren.jp です。投稿の要領等については，随時配信される運営要領とマナー集をご参照ください。
⑤アドレスの変更や脱退申し出は，メーリングリスト上ではなく，shohisha@nichibenren.or.jp にお送りください。

消費者問題対策委員会ニュース・出版部会

編 集 後 記

本ニュース１面の野々山委員長の記事にありますように，当委員会が発足して，今年（2015年）は30年目を迎えます。私は1983年登録なので，この30年間に起きた出来事はすべて弁護士になってからの体験ですが，若い会員にとっては，子どもの頃ニュースで見た，あるいは教科書に出ていた，という出来事もあるでしょう。それくらい世代間で経験していることには違いがあります。

当委員会は，委員・幹事，総勢189名で活動していますが，その年齢差は40歳くらいあると思います。そういう中で，共に知恵を出し合い，力を出し合って消費者被害の予防や救済に取り組んでいるというのは，それ自体，とても意義深いと思います。この10年ほどで，弁護士をとりまく環境は激変し，世代間のコミュニケーションも取りにくくなりがちです。それをどう乗り越えるかは，弁護士に共通の課題です。委員会での活動はその答えを模索するための一つの実験といえるのではないでしょうか。

今春発行予定の「キーワード式消費者法事典（改訂版）」には，30年間の当委員会の取組と社会事象の年表も掲載されます。これも世代間の認識の共通のために役立つことと思います。どうぞ，ご期待ください。　　末吉宜子（東京）

発　行：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会　〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　TEL：03-3580-9841 FAX：03-3580-2896
（「消費者問題ニュース」は再生紙を使用して作成しています。）